平成２４年（フ）第１１２号
山口市桜畠５丁目７番１号
債務者　末光　愛子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
山口市三和町17番31―708号
債務者　山田　蘭子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９４６号
札幌市厚別区もみじ台東１丁目２番９―510号
債務者　佐々木美奈
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５８２号
札幌市白石区中央２条１丁目５番20号　グランドシティパレス202号
債務者　遠藤　麻衣（旧姓石本）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６９８号
札幌市東区東苗穂３条２丁目２番41―201号
債務者　千龍　　明
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７２０号
札幌市豊平区中の島１条１丁目３番10―201号
債務者　森崎　里奈
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９７５号
札幌市豊平区月寒東２条19丁目５番24号
債務者　矢萩　裕子（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０４５号
札幌市東区北43条東３丁目１番25―203号
債務者　石山詩図代
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０９０号
札幌市西区山の手３条５丁目３番19号
債務者　古田　孝志
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１２０号
札幌市手稲区新発寒５条８丁目１番10号　瀬比亜館発寒２号
債務者　国本　美和（旧姓谷岡）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１２１号
札幌市東区伏古２条３丁目１番６号　コーポラス伏古23―202号
債務者　小原巳恵子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１２８号
札幌市東区北40条東６丁目４番16―201号
債務者　笠井　博文
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１２９号
札幌市清田区清田３条１丁目２番８―106号
債務者　高橋　美幸
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１３１号
北海道北広島市西の里東１丁目10番地５　ルミエール西の里101号
債務者　北野　貴志
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１３２号
北海道北広島市西の里東１丁目10番地５　ルミエール西の里101号
債務者　北野　裕子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１４５号
札幌市豊平区西岡４条７丁目１番20―606号
債務者　市川　聖子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１４６号
札幌市豊平区旭町２丁目１番12―510号
債務者　須貝　愛子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２３７号
札幌市北区北32条西９丁目５番37号　コーポ32―Ｂ棟―103号
債務者　大江　達夫
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部